

令和4年7月8日（金）
国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集 ～災害時における災害応急対策業務に関する協定～

東京国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより、当事務所が管理する道路施設が被災した場合に、迅速な情報収集、被災施設の早期復旧や被害拡大の防止を図るため、建設資機材及び労力を保有する企業と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

この度、当事務所の防災力の強化を図ると共に、災害発生時に備え万全を期するため、一部協定担当区間において協定を締結していきたいと考えており、募集にあたっては特に「首都直下地震」の災害応急対策に積極的に協力する意欲を持ち、技術力と行動力のある企業を募集いたします。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目で加算評価されます。

○公募期間 令和4年7月8日（金）～令和4年7月28日（木）

関係資料は、下記ホームページに掲載しますのでご覧下さい。

東京国道事務所ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所
TEL 03-3512-9090（代表） FAX 03-3512-9889
副所長 松澤 尚利（まつざわ なおとし）
建設専門官 吉野 貴光（よしの たかみつ）

協定及び公募の概要

《協定名》

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」

《協定の目的》

本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

《業務内容》

- ①道路巡回……………損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置……………道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置
- ③道路啓開……………緊急車両の通行を確保するための障害物の除去等
- ④応急復旧……………状況に応じた応急復旧を実施
- ⑤除雪作業……………車道、歩道の除雪及び凍結防止剤の散布
- ⑥防災訓練……………情報伝達訓練・災害対策機器の操作訓練等の参加

《協定担当区間》

道路啓開区間(全11区間)のうち区間8～区間11について各区間2社程度募集

《協定期間》

令和4年9月1日から令和5年8月31日(1年間)

《応募資格(概要)》

- ①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)令和3・4年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること。
- ②東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ③平成19年4月1日以降に、東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかの施工実績を有すること。

《スケジュール》

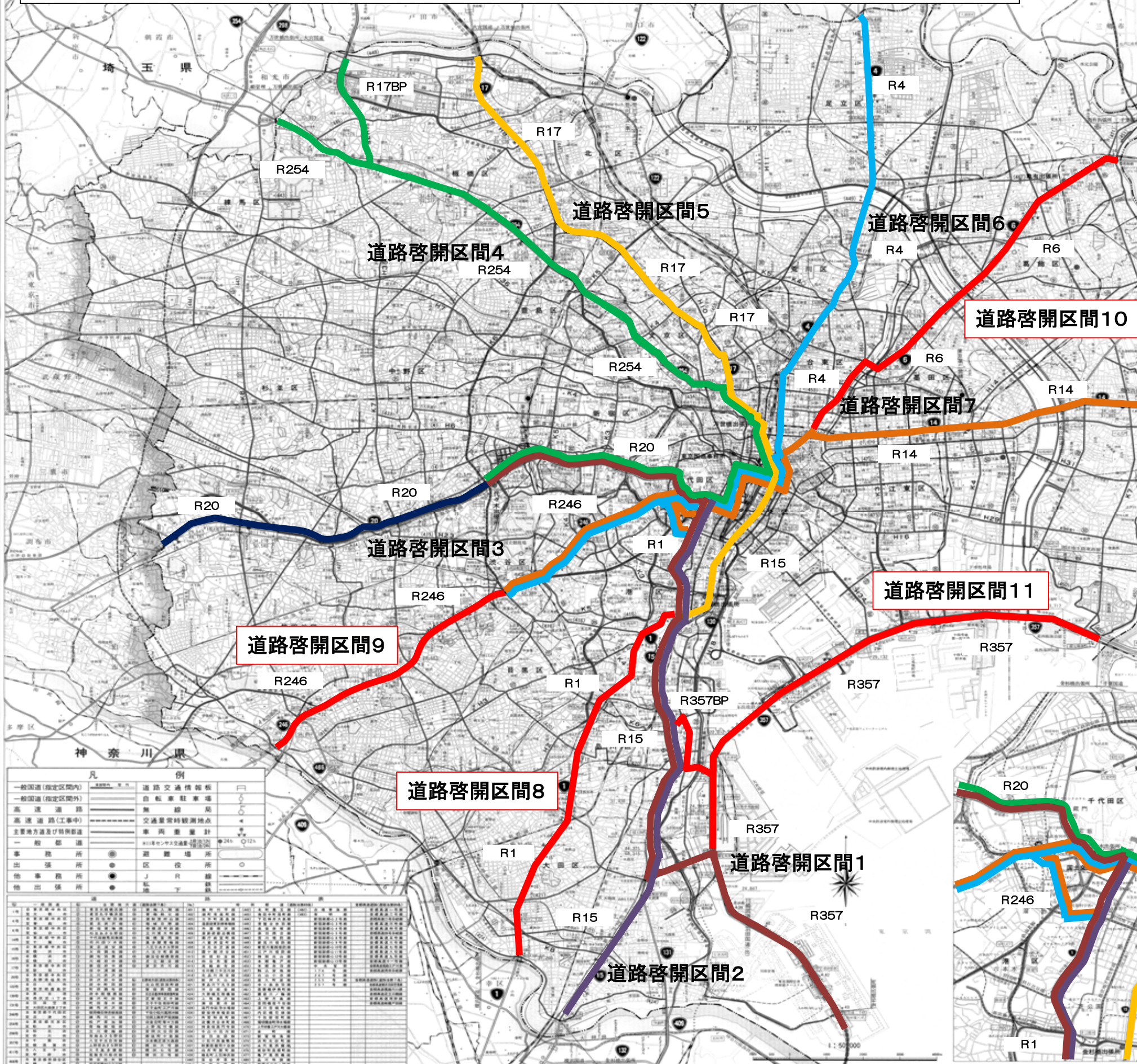
- ①公募期間は、令和4年7月8日(金)～令和4年7月28日(木)まで
- ②協定締結者への通知:令和4年8月下旬頃を予定

※詳細については、下記、東京国道事務所ホームページに掲載しておりますので確認をお願いします。

東京国道事務所ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図（地震時）

別紙



道路啓開区間	路線	担当区間	距離	Kp
1	1	千代田区霞が関一丁目～港区芝五丁目	3.64	2.94 ～ 6.58
	15	港区芝五丁目～品川区大森本町二丁目	7.90	5.36 ～ 13.26
	20	千代田区霞が関一丁目～渋谷区代々木四丁目	6.94	2.94 ～ 9.88
	357	太田区東海三丁目～太田区羽田空港三丁目	5.58	38.21 ～ 43.79
	都道	主要地方道301号線	0.28	0.28
	都道	主要地方道318号環状7号線	1.90	1.90
2	1	千代田区霞が関一丁目～港区芝五丁目	3.64	2.94 ～ 6.58
	15	港区芝五丁目～大田区東六郷三丁目	12.73	5.36 ～ 18.09
	都道	主要地方道301号線	0.28	0.28
			16.65	
3	20	渋谷区初台一丁目～世田谷区給田三丁目	9.70	9.88 ～ 19.58
4	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ～ 2.94
	17	中央区日本橋一丁目～文京区本郷二丁目	3.16	0.00 ～ 3.16
	17BP	麹町区北町三丁目～板橋区三園二丁目	3.48	0.00 ～ 3.48
	20	千代田区霞が関一丁目～渋谷区代々木四丁目	6.94	2.94 ～ 9.88
	254	文京区本郷三丁目～麹町区旭町三丁目	15.22	0.00 ～ 15.22
5	1	中央区日本橋一丁目	0.19	0.00 ～ 0.19
	15	中央区日本橋一丁目～港区芝五丁目	5.17	0.19 ～ 5.36
	17	中央区日本橋一丁目～板橋区角渡三丁目	15.97	0.00 ～ 15.97
6	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ～ 2.94
	4	中央区日本橋室町三丁目～中央区日本橋室町三丁目	14.00	0.54 ～ 14.54
	17	中央区日本橋一丁目～中央区日本橋室町三丁目	0.54	0.00 ～ 0.54
	20	千代田区霞が関一丁目～千代田区永田町一丁目	0.88	2.94 ～ 3.82
	246	千代田区永田町一丁目～渋谷区南平台町	5.76	0.00 ～ 5.76
		港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ～ 1.08
	都道	都道405号	0.36	0.36
7	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ～ 2.94
	4	中央区日本橋室町三丁目～中央区日本橋室町三丁目	0.25	0.54 ～ 0.79
	6	中央区日本橋室町三丁目～中央区日本橋馬喰町二丁目	1.00	0.79 ～ 1.79
	14	中央区日本橋馬喰町二丁目～江戸川区大杉三丁目	9.14	1.79 ～ 10.93
	17	中央区日本橋一丁目～中央区日本橋室町三丁目	0.54	0.00 ～ 0.54
	20	千代田区霞が関一丁目～千代田区永田町一丁目	0.88	2.94 ～ 3.82
		千代田区永田町一丁目～渋谷区南平台町	5.76	0.00 ～ 5.76
	246	港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ～ 1.08
	都道	都道405号	0.36	0.36
			21.95	
8	1	港区芝五丁目～大田区多摩川三丁目	11.62	6.58 ～ 18.20
9	246	渋谷区南平台町～世田谷区玉川三丁目	7.99	5.76 ～ 13.75
10	6	中央区日本橋馬喰町二丁目～葛飾区金町三丁目	12.36	1.79 ～ 14.15
11	357	江戸川区臨海町六丁目～太田区東海三丁目	15.33	22.88 ～ 38.21
	357BP	品川区八潮一丁目～品川区北品川二丁目	3.09	0.00 ～ 3.09
			18.42	

□:公募予定区間

注) 協定区間の表示は、区間を区別するため表示方法を使い分けしたものである。